

◆11番（たかおか知子君）＝登壇＝あしやしみんのこえの、たかおか知子です。

質問通告に従いまして、1つ目の項目、市立芦屋病院の経営形態に関する現状と今後の検討について、御質問いたします。

初めに、市立芦屋病院の全ての病院職員の皆様におかれましては、日々、市民の健康と命を守るために精いっぱい御努力していただき、地域医療を支えるために病院経営に御尽力いただいていることに大変感謝を申し上げます。

私がこの内容を取り上げましたのは、市内の地域医療をこれまで以上に守り続けていくためにも、最善な方法を常に模索し続けたいと考えたからです。

医療を取り巻く環境の変化は日々著しく、新型コロナウイルス感染症拡大への対応など、新たな医療現場の在り方を見出さなければいけない検討材料も増え、このような変化に直面したときだからこそ、市立芦屋病院が市民から必要とされる地域医療をこれからも継続して提供していけるように、経営形態を考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

市民からは、診療科の数や病床数についても医療需要を満たす上で適正なのかということや、小児救急や一時救急などの受入れは市外搬送だけで十分なのかというような問いかけも聞こえてきます。

今の市立病院に課題を感じるところがあるのならば、それに向き合い、解決に向けて常に進んでいく、研究していく姿勢が求められるのではないかと考えております。

その一方で、市外の医療現場を取り巻く環境の変化も起こっており、近隣市の病院事業も地域医療構想や新公立病院改革ガイドラインを基に変わり続けています。

西宮市では、兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院は統合再編して、新病院の建設に向けた検討が具体化しております。また、神戸市は地方独立行政法人神戸市民病院機構として、4つの病院が地方独立行政法人化しています。

今もなお、公立病院の在り方を巡り、再編・統合やネットワーク化、経営形態の見直しが続いている中、当市の病院事業が取り残されてはいかないかと危惧しております。

以上を踏まえた上で、市立芦屋病院がより一層、市民の皆様から信頼される地域医療の拠点となるよう、新たな取組があるかを検討しても良いのではないかと考えております。

平成20年度に、地方独立行政法人化に向けた検討が具体化したものの、この議案が議会で2度否決された後、次善の策であった地方公営企業法の全部が適用される全部適用になりました。この結果、平成21年度以降、経営黒字化には至っていないものの、令和2年度は当初予算の編成時において、病院事業収益が病院事業費用を上回ると見込んでいたほか、公立病院の弱点とされる事務部門においては、事務局体制も変わりつつありました。

しかしながら、建て替えを終えた後の市立芦屋病院がようやく落ち着き、経営が安定していくと思われていた矢先のことですが、新型コロナウイルス感染症という突然の特殊事情により、社会事情の変化の影響を受けて令和2年度の当初予算で見込んでいた病院事業収益の実現が難しくなる可能性が出てまいりました。

平成21年度から全部適用の形で病院経営が行われてから10年を経過し、時代も変わりました。12年前の決定をもって経営形態の検討が終わったわけではないと判断しております。

芦屋市の地域医療を守り、真に必要とされ続ける市立芦屋病院の在り方について検討を求める中で、定数条例や単年度予算主義などの地方自治法に拘束されない柔軟で迅速な職員の採用や、予算執行が可能となる地方独立行政法人化を含めた民間活力の導入や連携も選択肢の一つではないのでしょうか。

当市にとって財政的・制度的支援の観点から見ても、地域医療における今後の役割を念頭に置いた公立病院の在り方を検討していくお考えはあるのか、お尋ねします。

次に、幼稚園の民営化に関する市や地域とのかかわり方についてです。

市内の幼稚園に対する公立と私立を比較して、市とのつながりで一番大切な連絡事項や災害など緊急時における当市の役割と連携、施設との関わり方、市民からの問合せなど、どのように御対応されているのかお尋ねします。

当市の公立幼稚園、保育所もそうですが、特に市や地域とのつながりも深く、まちの人々とも交流があり、子どもたちの育ちも市内の中で人々に見守られているということが強く感じられてきたと聞いております。そのつながりが深くなったのも、当市が核となり統一してつなげてきたから成り立っていた部分もあるのではないのでしょうか。

幼保一元化が進むにつれ、公設公営から民設民営と運営方法もいろいろありますが、民営化されていくことで子どもたちの保育環境が私立として運営されていく傾向になりつつあります。

いずれにしても市内の子どもたちの育ちを支える大切な保育の現場です。また、これまでの地域との絆、そして新たな場所で構築していく地域との絆を深めるために、特に連絡事項のところでは、市との関わり方やつながりが離れていくことがないよう、施設との関係性を保つことを継続していただき、公立と私立との間で市民に差が出ず、統一感を持って対応していただきたいと考えております。

例としまして、市内の公立幼稚園を私立に当てはめると、幼稚園部門1号認定がある認定こども園がそれに当てはまるかと思われそうですが、双方を比べたとき、気象状況など天候が左右する場合における通園事情について、施設からの相談や情報共有にタイムラグがなく、変わらず市民に対応できているのでしょうか。

また、現在、公立の施設と私立の施設との場合では、各園の行事に対する当局の告知の対応に違いがあるように感じられますが、そのことについてもお尋ねします。

公立の施設の場合、市がまとめて自発的に市長や議員に行事のお知らせをしているものの、私立の場合は施設からの要望を受けた場合に市から連絡を入れるということになっておりますが、この考えは市民にとって市の親しみが薄れているように感じてしまうところではないのでしょうか。

今後はもう少し民営化する私立に対しても、市全体として一貫性を持った保育方針を定めていくような姿勢を見せてもよいと考えておりますが、当市のお考えをお聞かせください。

壇上からの質問は、以上です。

○議長（中島健一君） 答弁を求めます。

いとう市長。

◎市長（いとうまい君） =登壇=おはようございます。たかおか知子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、地方独立行政法人化の必要性は、まずは医療の専門的見地を踏まえて芦屋病院側において検討がなされるべきものと考えておりますが、必要が生じた場合には、本市といたしましても必要な支援を行ってまいります。

次に、私立こども園等との連携は、私立園長会を定期的開催し、情報共有を行っており、開園中に気象警報が発令された際は、市内一律の基準に従い、市立・私立ともに各園から直接保護者にメール等で休園の連絡をし、急な気象変動があった場合等は、各園と緊密に連携し、状況に応じて対応しております。

私立こども園等の運動会など主な行事は、各園からの情報を本市で取りまとめ、関係者にお知らせしてまいります。

教育・保育方針は、市全体の統一基準である芦屋市就学前カリキュラム等を基本的な方針とした上で、各園の特色を出しながら、教育・保育を展開しております。

そのほかの御質問につきましては、病院事業管理者からお答えをいたします。

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君）＝登壇＝おはようございます。たかおか知子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本院が地方独立行政法人について再度見直していく考えがあるのか、との御質問につきましては、平成21年4月1日に地方公営企業法の全部適用に移行したことにより、より自律的で機動的な病院運営が確立しつつあると感じております。

本院が芦屋市の中核病院として、市民の皆様に良質な医療を持続的に提供していくためには、地域医療構想を踏まえ、医療機能の分化と連携を図りながら、本院の担うべき役割を果たしていくこと、そのための組織体制を構築し、安定的な経営基盤を確立することだと考えておりますので、平成29年度に策定した市立芦屋病院新改革プランで掲げた設定目標の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

地方独立行政法人化については、これらが確立し、その必要性がさらに認められる時点において検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、まず画面を切り替えてください。（資料をモニターに映す）

ここで病院経営の運営主体というのは、一体どういうものがあるのかという御説明を先にちょっとさせていたいただきたいんですけれども、単に全部適用とか独立行政法人化とかいう言葉を聞いても、公的から民間といろいろな流れ的に道のりがあるんですけれども、一体どのような位置にあるかというのを再確認させていただきました。

今、芦屋市は、矢印でしているところ、地方公営企業法、先ほどから言っている全部適用、ここにいるわけなんですけれども、公的でいうと左から2つ目で、私が今、提案しているのが地方独立行政法人、公務員型と非公務員型という2つがあります。ちょうど真ん中のところです。

単に民間といいましても、民間譲渡まではまだちょっと離れていまして、その間に指定管理者制度とかもあるんですけれども、いかに公的部分を残しつつ民間活力を活用していくかという流れになっているかと思います。

次に、運営主体を3つに分けてちょっと大きく比較してみました。一番の違いといいますか、経営責任者でいうと、管理者から独法――以下「独立行政法人」を「独法」と言わせていただきますけれども、独法になると、経営責任者が理事長で、任命者は変わらず市長ということです。

中期目標のところでは、議会が承認するのが独法のほうで、今はそういう義務づけはないということです。予算で見ると、こちらは逆です。独法のほうは議決が不要ということで、今現在は議会の議決でやっているんですかね。こういった違いがあります。

大きな違いとしては、職員が地方公務員であるかそうでないかということで、全部適用と独法の公務員型は地方公務員なんですけれども、非公務員型というのは地方公務員ではなくなるということです。

それで、先ほど病院事業管理者からおっしゃっていただいた独法について、必要性がさらに認められたら考えていくということなんですけれども、一体どのような時期が認められたという判断になるんでしょうか。

その辺でちょっとお伺いしていきたいんですけれども、公立病院の経営では、診療報酬という公定価格で収入が限られているので、そういう中で診療報酬の引下げになる収入減、人材の確保が難しくなれば、どうしても医療提供の規模が小さくなる原因があるということで、全部適用になる前は医師の確保、それから看護師の確保、こういう人材の確保が非常に難しいということでしたが、現在では医局とのつながりの強化について、人材確保は強化されたと言えるのでしょうか。（資料の提示終了）

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君） 人材確保と一言で申しまして、医師あるいはその他の医療職、医療従事者等、職種によっては確保がなかなか難しいところもございます。

今おっしゃった医局との関係というのは、まず医師についてという御質問と理解いたしますが、それについても関連する大学、近隣の大学の医局とできるだけ連携を取るようにして、人材確保に努めているところで、現在のところ100%とは申しませんが、いい人材を送っていただいていると考えております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） では、公立病院の弱点とされる事務部門についての強化はいかがでしょうか。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） 事務部門の強化といいますか、当初から公立病院の中におきましては、人事異動という限られた年数の中で人が代わっていくことによる弱点と言われるような部分がこれまで言われてはおります。

特に御指摘いただいておりますような一番重要な点はどこかといいますと、診療報酬関係の業務がどれだけきちっとできていくのか。もっと言いますと、診療報酬なんかの算定漏れ、そういったことがないのかというのが一番重要なところでございまして、その点につきましては、当院のほうは現在、病院のプロパー職員のほうで、きちっとその体制とそれに向けた取組というのを、これまでずっとしておりますので、そのあたりについては全く問題はございません。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） プロパーという言葉があったんですけど、令和2年度芦屋市病院事業会計当初予算の給与費明細によると、プロパー職員である医療専門事務職が事務部門における職員数でいうと17名のうち14名と、大半を占めているようなんですけれども、こういった変化があったということですか。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） それも一つでございます。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） そうはいいまして、やはり地方公務員ですので、例えば給与の処遇面に関しましても、全体の予算組みの中では、やはり病院の職員だけを極端に引上げるとか、違う給与体系ができるというのは、非常に難しい面があると思うんですけれども、まだそういったことがあると思うんですが。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） どのようなことがおっしゃりたいのか、ちょっと意図が酌めないんですけども、

高い給料をお支払いすることを前提にということになるのであれば、そればかりが病院の経営ではないと思っておりますし、現在、給与、一時金、そういったものにつきましても、人事院勧告でありますとかそういったものを適用しながら現在の病院の経営、もしくは現在の身分の中におきます適正な給与額を支給させていただいているというふうに考えております。例えば民間病院がやっているような、スーパードクターと言われるような方々に何千万円もの報酬をお支払いするとか、そういうイメージをもしされておられるのであれば、そのあたりの考え方を当院としては、まだ何も持ち合わせておりませんので、そのあたりについてはそのように御理解いただきたいと思います。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） スーパードクターという言葉がありましたけど、私はそこはイメージしていませんで、今後は院内感染防止とかICT医療安全の取組とか医療環境を持続的に充実させるためには新しい取組への人材確保。オンライン診療とかもおっしゃってましたけれども、ほかにセラピストと言われる方も増えております。そういったことも充実させる必要があるとは思われませんかでしょうか。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） 充実といいますか、当院の診療機能に合わせた中で必要な人員の確保には努めてまいりたいというように考えてございます。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） もう少し、ちょっと職員の給与形態についてお伝えしたいんですけれども、独法化だと資格職に基づいた資格手当、こういうものも取りやすくなるということで、給与形態が良くて適切な勤務体制も取りやすくなると、こういうメリットー勤務時間の柔軟性というところがあるんですけれども、現状はそちらはどのように対応されているんでしょうか。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） 通常の勤務に加えて、例えば現状でありましたらコロナ禍における勤務時間の変更でありますとか、そういったことについての取組をさせていただいております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） そうしましたら、当局としては独法化を検討せずとも今の全部適用制度を最大限に利用して、市民に継続して安定的な良質な医療を提供していける、問題はないと自信を持って言えるわけですか。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） 現時点におきましてはそのとおりでございます。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 分かりました。

そうしましたら次、救急医療について伺います。

市内に一時救急や小児救急がありますけれども、時間を要すると命に関わる事態の場合、市民をどこに搬送して守っていかれるというお考えでしょうか。何度も聞かれているかもしれないんですが。

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君） 救急医療につきましては、当院は24時間365日の二次救急を内科及び外科系で行っております。ということで、二次救急に該当する患者さんに関しては、市内の患者さんが搬送されてまいります。

三次救急は、これは高度な医療ということで、当院の病院機能としては該当いたしませんので、近隣の適切な専門医療機関に搬送されているという状況でございます。

なお、小児救急に関しましては、阪神医療圏で輪番制の体制を取っておりまして、当院は土曜日及び日曜日の小児二次救急を担当しておるということでございます。

以上でございます。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） この二次救急を担う市立芦屋病院の使命ということで、24時間365日、できる限り断らない救急医療を行うということになってくると思うんですけども、一つ、医師がこういった365日という中で疲弊しないような体制や整備というのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君） 当院の医師の数というのはある程度限られておりますので、できるだけ院内の医師が担当するようにしておりますが、残念ながらそれだけでは十分に責務を果たせませんので、院外の医師の応援をお願いして、それによって救急医療を滞りなく行っております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 院内の人員体制を応援でということなんですけれども、そういったところからも、完全に体制が整っているというよりは、もう少し改善する面もあるのかなというふうに思いました。

そして、病床数についてもちょっと伺いたいたすんですけども、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年問題を見据えて、医療資源の効率的な活用を目指す厚生労働省は、病床数の削減を進めているわけなんですけれども、もう一度確認です。市立芦屋病院の病床数は医療需要を満たす上で、適正なのでしょうか。

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君） 適正な病床数あるいは病床機能というのは、御存じとは思いますが地域医療構想によって決定されております。昨年秋の地域医療構想の調整会議において、全国で424病院が統廃合

の対象であるというように決定され、兵庫県では15病院がこれに当たるということになっております。

我々の病院は病院機能としては現在の199床ー175床の急性期、24床の療養型というところは適正な配分であるというように評価されておりますので、これに該当しなかったと考えております。

以上でございます。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） その地域医療構想というのは、本当に周りも見据えていかないといけないという大切なところだと思うので、そのあたりを少し聞いていきます。

当然のことながら、近隣市、阪神間の病院事業の動向というものを追いかけて見られていると思うんですが、当市として独法化した公立病院について、その結果をどのように把握されて、どう判断されているんでしょうか。

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君） 御質問の趣旨がちょっと分かりかねるんですが、独法化と地域医療構想というのは、ちょっと目的が違うように思います。

地域医療構想というのは、あくまで機能別の病床数を適正配置しようとするもので、特に過剰である急性期病床を減らして回復期病床、あるいは療養病床に変えていこうというのが地域医療構想のもともとの国の方針でございますし、阪神間においても同様の趣旨で行われてきたと考えております。

独立行政法人化というのは、これは病院の運営形態でございまして、病床数、地域医療構想で独立行政法人化をやれとか、あるいは民営化しろというようなことは全然出てきておりませんので、これはちょっと結びつけて考えるのは難しいんじゃないかと考えております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 失礼しました、つなげて考えておりましたので。

そしたらちょっと離しまして、独法化について、必要性が見られたら検討していくということの一つに、近隣市の成功例とかいろいろあると思うんですが、そこも見られていくと思うんです。

そういった中で、今、独法化した公立病院について、どのような印象を受けられているんでしょうか。

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君） 独法化した公立病院を一まとめにして、ここが成功した、あるいは失敗したということをお話しするのは難しいのではないかと考えます。

と申しますのは、成功と不成功というのは何をもって判断するのかということでございます。ただ単に経営上で利益が出るようになった、あるいは赤字が少なくなったということをもって成功というのか。あるいは市民、あるいは近隣住民に適切な医療を提供するようになったということをもって成功というのか、なかなかそのところは判断が難しいんじゃないかと思います。

我々は阪神9市と申しまして、阪神間より少し範囲を広げての自治体病院で会議を持っておりますが、その中で最近、独法化したところでは明石市立市民病院がございまして。この病院は、独法化することによってかなり経営の幅が広がったというか、いろいろなチャレンジをやっております。ただ、それが果たして成功であったか

どうかというのは、今回の地域医療構想によって再編統合すべしという病院の一つに明石の市民病院は入っておりますので、これをもって、それではそれが良かったのかどうかというのは、どのように判断するのかというのは難しいところでございます。

ただ、これはただ単に一例でございますので、だから独法が駄目だとか、だから独法がいいとかいうことを一概に申し上げることは難しいと考えております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） そうですね、確かに成功例という幅が広がるので難しいと思いますが、じゃあ今まで悪化していたものが改善したという点で見たときでいうと、明石さんが良くなったのは、利益の部分ですかね。私がちょっと調べたんですけど、8年間において経営赤字を生じたのは平成23年と平成26年だけで、それ以後は財務的に独法化して改善されたということなんですが、そういったことですかね、明石さんの場合。

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君） 経営的によくなったということは議員のおっしゃるとおりだと思います。

一方で、地域医療構想で病院のそのままの状態はいかがなものかと、統廃合しなさいという判断が県としてなされたわけですので、これは成功であったのかそうでなかったのかというのは、ちょっとクエスチョンではないかと考えております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 地域医療構想からちょっと離れて先ほど言ったんですけれども、今はどのように改善された病院があるのかについて、ちょっとお伺いしております。

もう一つ、神戸市については、4つの病院を独法化したんですけれども、この4つの病院を御存じでしょうか。

○議長（中島健一君） たかおか議員、ヒアリングをされているんですね、その辺まで。ヒアリングはされてますね。

◆11番（たかおか知子君） はい。

○議長（中島健一君） 答弁を求めます。

阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） 申し訳ございませんが、神戸の関係の病院等についてはヒアリングをさせていただいておりませんので、資料のほうの準備はさせていただいておりません。

○議長（中島健一君） たかおか議員、ヒアリングの範囲内で質疑をお願いいたします。

分かりにくいという答弁もありましたので、質問の趣旨を分かりやすくお願いいたします。

たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 病院名を挙げると文書でお渡ししていたと思いましたので、お答えいただけるか

と思いました。

この中に、4つの病院があるんですね。こういった近隣の医療形態、病院形態というのは、常に研究というか、改善されている面を見習おうみたいな、そういったことはされないんでしょうか。気にはなりませんか。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） 病院の機能とか病院の経営状態ということではなくて、その地域に置かれている医療の状況、例えば芦屋市の周りの状況を見たときに、当院としての機能はどの程度のものが、何が必要なのかというのは常に考えてはございます。

例えば、通告にないとは言いながらも、神戸とかそういったところについては、本市の病院とは規模等があまりにも違い過ぎて参考にできないところも多々ございます。

それから、その中で高度医療と言われているようなもの、従来しなきゃいけないようなところをそぎ落としながら高度医療に走る。あれだけの規模になれば、様々な病院を使いながらそういった手法も可能やというようなこともあろうかと思いますが、本市においては今回のコロナでもそうですけども、当院の位置づけ、それによって当院がこうなってしまったときにはどうなるのか、そういったことも含めた中で、全ての対応をさせていただいているところでございます。研究をするしないとかいうことは、もちろん先ほど病院事業管理者のほうから御答弁させていただきましたとおり、阪神9市等でそういう様々な議題も上がってまいりますから、情報共有はさせていただきますし、その中でのやり取りというのも、情報としては持ち合わせてはございますが、そういった意味におきましては、当院は現在の機能が適切であるというふうに判断をしているというところでございます。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 市内の核となる地域医療を引っ張っていくというのが、市立芦屋病院だと思うんです。そういった中で、例えば市内全体の病院をチーム医療として考えるとか、まとめていくというところで、こういった考えもあるのではないかとこのところでちょっとお聞きしたいんですけれども、神戸市の4つの独法化した病院のうち、1つは財団法人だったんです。神戸市立西神戸医療センターなんですけれども、これは民間病院が市立病院化して公適用になったというパターン、神戸市民病院機構として1つのまとまりを持ったということも出てくると思うんですけど、小さい芦屋市だからこそ、そういった病院をまとめていって、診療科も分割して、地域全体としてまとまることで診療科の広がりというのができていくかなとも思ったんですが、そういったお考えはないでしょうか。

○議長（中島健一君） 佐治病院事業管理者。

◎病院事業管理者（佐治文隆君） 非常に難しい御提案だと思っております。と申しますのは、芦屋市には我々の病院以外に2つの私立の病院がありますが、それぞれ私立の病院ですので、これを取りまとめて、例えば独法化しろとか公立病院になれとかというのは、民業の圧迫にもなりますし、またそういったことを提案して容易に受け入れられるとは、常識的にも考えられないと思っておりますので、全く考えにはございません。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 医療の効率化を図るということで、別の視点から、かかりつけ医を持ちましょうということで、一般的に救急医療センターなどの緊急性のある大型病院には、特に初診でかからず、まず町医者

で見てもらって、診療所などの小規模の医療機関と大学病院などの大きな病院とで、それぞれ役割を分けましょうということなので、そういう市内のかかりつけの診療所というのも大切に、そちらのほうにも行ってもらうという動きもしていかないといけないと思っているんですけども、地域で診療所の開業を希望する医師に対して、地域医療を引っ張っていく市立芦屋病院としては、何かサポート的なお考えはあるのでしょうか。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） ただいまおっしゃっていただいていますことについては、もう既に実施ができていることでございまして、専門的には医療機能を分化という言い方をしますが、かかりつけ医でできるところはかかりつけ医で、当院のように二次医療救急機関でできるところについては二次医療救急機関で。御紹介をいただきましたときには、その御紹介元の病院のほうへ、一定の治療を終えましたので、後のことについては、また先生にお引継ぎをお願いしますということで、地域連携室を中心に開業医回りをさせていただいたりしながら、開業医と、それから公立病院、周りの大型私立病院との連携というのは、市内ではできているものというふうに考えてございます。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 地域によって縛りというものはないのでしょうか。これから開業を希望する方とかが、この地域ではやってはいけないとか……一部、南芦屋浜で開業を希望されていた方が何人かいらしたんですけども、南芦屋浜病院があるということで開業できないというような、その地域の縛りというか、芦屋市内の縛りというものはないのでしょうか。

○議長（中島健一君） 阪元病院事務局長。

◎病院事務局長（阪元靖司君） 通告にないお話ばかりで、ちょっと中途半端になってしまうと思うんですが、開業医に関する認可申請というのは、都道府県のほうが認可を行うことになっていることと、それに向けては医師会等の様々な協力の下で認可についての手続というのが出てくるわけでございまして、そこに何かしがらみとかそういったものがあるのかということについては、当院のほうとしてはコメントのしようがございません。

○議長（中島健一君） たかおか議員に御注意申し上げます。

質問通告の範囲内で質疑を行ってください。

たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 項目の病院の経営形態についてにつながっているものと思っておりました。経営形態に関する現状と今後の検討というところで、あらゆる角度からお伺いしておりました。

まとめます。新しい病院形態を行うという考えは、コロナのドタバタの中ではなく、収束して落ち着いてからとなるのかもしれませんが、それではコロナが収束するのはいつのことなのか分かりませんし、今後、起こり得るような外部環境の変化に対応していくためにも、余裕のない状態にあるからこそ、いろいろな角度から先を考えて、今から望ましい経営形態があるのであれば具体化する検討段階を早める必要があると考えており、このテーマを取り上げました。

もちろん独法化すると、現在の病院職員の多くは地方公務員の身分を失うなどの条件も出てくるため、成熟した議論が必要であることは言うまでもありません。

新たな体制は、困難な議会の議決も伴うため気力の要ることかもしれません。だからといって経営を安定して行い、医療提供の継続性を保つことに知恵を絞らなくてもいい、今のままでいいと、そういう過信ではいけないと思っております。

この件に関しては難しい問題もいろいろあると思いますけど、また引き続き、次の機会に改めて取り上げたいと思います。

2つ目の項目に行きます。ちょっと画面を切り替えてください。(資料をモニターに映す)

これは1つの例として、議員各位に送られてくるお知らせです。今回、市立幼稚園と公立こども園の卒園式がありますよというお知らせです。ここには、今ある公立幼稚園と認定こども園になった精道こども園――公立のこども園が入っております。本来であれば、廃園になりました浜風幼稚園とかもこういったお知らせの中にまとまって入ってきていたということなんです。

今現在は同じその地域には私立の認定こども園、浜風あすのこども園というのがありますけれども、こういった市がまとまってお知らせする中には入れてもらえていない。

そして、南芦屋浜に民設民営の認定こども園ができましたけれども、その規模には、当初は公立の幼稚園ができる予定だったぐらいの地区なんです。その中で民営の認定こども園ができたということで、地域の方でそこに通う方も多いんです。

もう一つ、例えば保育所もそうです。保育所も、精道こども園も公立なので、お知らせの一環として運動会の御案内が議員各位に来ております。こういったお知らせは、市長に対しても同じようなお知らせになっているかと思うんです。

これは、生活発表会の御案内です。

市としてまとまった行事だから、こうやってお知らせできるのかもしれないけれども、今まで公立として一緒にあった地域のお知らせがこうやって外されるというのは、ちょっと寂しいなと感じるのではないかと思います。

こちらは当たり前のように、公立の小学校の卒業式のお知らせという、こういうのがあります。

画面を戻してください。(資料の提示終了)

何が言いたいのかといいますと、民営化して、そちらの民間活力を利用して保育の質を良くしていくのはいいと思うんですが、市との関わりとして、民間の施設と市民の線だけではなくトライアングルとして、市も長として何かのときにお知らせを、一緒に歩んでいるというものを見せてほしいと思っているんですけれども、このお知らせについてはどうお考えですか。

○議長（中島健一君） 岸田こども・健康部長。

◎こども・健康部長（岸田太君） 行事等のお知らせにつきましては、市長からも御答弁申し上げましたように、今後は私立の保育園などについても、市のほうで情報をまとめましてお知らせさせていただこうと考えております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） ありがとうございます。

ちょっとしたことなんですけれども、そういったことも地域の方にとってはなじんでいくというところで大切なことかなと思っています。

私立の園長会というお話があったと思うんですけれども、これは市内の私立園のみの園長の方が集まる会ですか。

○議長（中島健一君） 岸田こども・健康部長。

◎こども・健康部長（岸田太君） おっしゃるとおりで、市内の私立園の園長が毎月定例で行っております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） そこには市の職員の方とか教育委員会の方とかも入られているんですか。それは別ですか。

○議長（中島健一君） 岸田こども・健康部長。

◎こども・健康部長（岸田太君） こども・健康部が中心に運営しておりますので、こども・健康部の担当職員がそこに参加しております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 公立のほうでいうと、校園長会、昨日の中村議員への答弁にあったと思うんですけど、校園長会は芦屋市の公立幼稚園、小学校などの代表が集まって会議をする。そこに教育委員会も入っているということですか。

○議長（中島健一君） 岸田こども・健康部長。

◎こども・健康部長（岸田太君） 校園長会は教育委員会の所管で、小中の校長先生、それと公立幼稚園の園長先生にお集まりいただいて、教育委員会のほうで主催して運営しております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 実際、私立園と公立園がまとまって会議をするような、何か離れているイメージがあるんですけど、そのつながりはどのような感じなんですか。

○議長（中島健一君） 岸田こども・健康部長。

◎こども・健康部長（岸田太君） 園長等の管理者が一堂に会するという場面は今のところございませんが、例えばテーマごとで毎年4月に安全担当者会という、これは台風とかそういう災害のときにどう対応するかというようなことについて、園長ではないんですが、担当者が公立も私立も一堂に会して情報共有であったり確認したりという場面は持っております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 市からの決め事として、警報とかの発令のときにはこういったことをしてくださいという一律の決まりみたいなものは、私立・公立を合わせてあるんでしょうか。

○議長（中島健一君） 岸田こども・健康部長。

◎こども・健康部長（岸田太君） ございます。命を守る防災マニュアルというマニュアルを市が作っておりまして、それを公立、私立ともに各園に配布しておりますのと、特に保育園、あるいはこども園につきましては、これは幼稚園も同じですが、保育のしおりというものを作成しております、これを各保護者にも配布しております。

そのしおりの中に、例えば警報が出たときにはこういう扱いになりますというようなことは全て記載しておりますので、御確認いただけたらと考えております。

○議長（中島健一君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 例えばなんですけれども、警報が発令されてから解除されるまでの期間というのは、園だっりの判断になるのかなと思うんですが、1回こういったことがあったんです。多分そのしおりの中では時間が決まっています、午前7時まで警報が発令されていたら休園するというようなことだったかなと思うんですけど、午前7時の段階ではまだ警報がありますということで、その後、これは小学校なんですけど、通学するまで時間がありますよね。午前7時までには自宅待機しててください。午前9時に警報が解除されなければそのまま休校ですというような、通常なら午前7時の段階で、もう休校ですというお知らせなんですけれども、どうもそこが自宅待機というようなことになってまして、警報が出ていたとしても、現場の様子というのは晴れていたりもあると思うし、場所によって違うので状況判断できないと思うんですけど、そういったことはありますか。

○議長（中島健一君） 質問の趣旨が分かるようにお願いいたします。

◆11番（たかおか知子君） 時間がないのであれなんですけれども、要は警報が発令したら、こうやってくださいといっても、結局のところは園の判断だったり、ばらばらだったりするんですよね、通学までの、通園までの時間……また今度、詳しくお伝えします。

このように、民間活力を活用していく上では、丸投げしてメリットのある部分と、信頼という絆をつくっていかねばいけない、残さないといけない、市としての関わるべき部分の両方の見極めが必要となってくると思います。

本日はそのさわりとして、公立病院の在り方、また幼児保育の観点から、当市と民間施設の関わり方を取り上げましたけども、公立、民間活力の比較については継続して取り上げていきたいと思います。

以上です。

○議長（中島健一君） いとう市長。

◎市長（いとうまい君） 御質問ありがとうございます。

きつとたかおか議員におかれましては、これから公立の幼稚園や保育所が民間に移るという部分で大変御心配をいただいているんだろうなというふうに理解をしておりますけれども、芦屋の子どもは芦屋の財産でございますので、民間に通おうが公立に通おうが、しっかりと子育てのサポートはさせていただこうと思っておりますので、またよろしく願いいたします。